

## 弁護士任官制度に基づく裁判官への任官者数

(昭和63年以降)

### (1) 昭和63年度から平成3年度まで

選考を受けることができる者 - 弁護士経験15年以上で、55歳未満の者

区分\年度	昭63	平元	2	3	計
任 判 事	5	2	0	1	8
官 判事補	0	0	0	0	0
者 計	5	2	0	1	8

### (2) 平成4年度以降

選考を受けることができる者 - 弁護士経験5年以上で、裁判官として少なくとも5年程度は勤務しうる者で、55歳くらいまでの者

区分\年度	平4	5	6	7	8	9	10	11	計
任 判 事	5	7	6	2	4	4	1	2	31
官 判事補	1	0	1	0	1	1	1	2	7
者 計	6	7	7	2	5	5	2	4	38

**任官者合計 46名 (判事39名, 判事補7名)**

- (注) 1 平成11年は、9月1日現在のものである。  
 2 判事・判事補の別は、任官時のものである。